

Title	民俗の機能変化をめぐる考察：滋賀県栗東市目川地区S町の伊勢講勘定帳を中心に
Sub Title	A study on function changes of folklores : from a case of Iseko-group in Shiga
Author	笠井, 賢紀(Kasai, Yoshinori)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2019
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.24 (2019. 7) ,p.83- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20190706-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民俗の機能変化をめぐる考察

——滋賀県栗東市目川地区 S 町の伊勢講勘定帳を中心に——

A Study on Function Changes of Folklores: From a Case of *Iseko*-Group in Shiga

笠井 賢紀

1. はじめに——民俗の変化過程への着目

日本社会では古くから講と呼ばれる社会集団が、主に地縁に基づいて組織されてきた。鈴木栄太郎が 10 に分けた農村社会集団の一つである講中集団がこれにあたり、鈴木はさらに講中集団を組織化の程度、講員の性質、機能という三つの観点から分類した（鈴木 1940:299-300）。講に関する一連の研究を行った桜井徳太郎は、鈴木が講の分類に先鞭をつけたことを高く評価しつつ、講の本質をつかむための適切な分類方法であるとはしなかった。桜井は、講の機能面に着目し、政治的・社会的な機能、経済的な機能、信仰的な機能などの分類を用いてもいるが、他方、適切な分類を提示するためには講集団の本質を先に示さなければならないとして、地域社会における講の沈着過程の探究へと入っていく。そして、沈着過程において講が信仰的な機能から機能分化するとともに、講行事が地域社会化していくことを主張した（桜井 1972）。

長谷部八朗は、桜井の研究について課題を挙げつつも評価し、特に桜井が民俗事象の動態論的把握をめざそうとしたことに着目している（長谷部 2013）。字・区などを単位として展開する生活と密着させつつ民俗事象を捉える方法や、民俗の祖型に還元するのではなく諸宗教の交渉過程における習合に着目する方法がこれにあたる。講行事の地域社会化もやはりまた、桜井による動態論的把握であろう。なお、桜井は講の講たる機能は信仰的なものとしたが、より一般には講を信仰的なものと経済的なものとでまずは大別する方法が取られる（たとえば、上野ほか（1987:147））。

中範囲の理論としての農村社会あるいは日本社会の原理を描き出そうとした鈴木¹⁾、講の沈着過程の探究と分類法を模索した桜井、動態論的把握により講の本質を明らかにしようとする長谷部、いずれも重要な研究であり本稿はこれらを出発点としたい。長谷部のように「講的なもの」を抽出したり、山陰民俗学会（2012:53）のように講と SNS をなぞらえて現代的な講を想定したりすることももちろん可能であるし意義深い。だが、本稿では既に地域社会化し沈着した講——特に、全国各地に広く分布した伊勢講——の変化過程を具体的事例から明らかにする。その際、失われた民俗としての講を対象とするのではなく——沈着過程がまさに沈着の途上を対象とするのと同様に——変化の途上にある講を対象とする。この変化は必ずしも地域社会からの民俗の喪失という方向性をもっているものではない。

伊勢講は伊勢神宮を参詣する伊勢参り（伊勢詣）を行うための、地縁と信仰に基づく組織で

ある。講で各自が資金を積み立て皆で伊勢参詣を達成する、あるいは出し合った資金によって代表者数名が参詣する方式を採った²⁾。後者の場合、代参講として位置づけられる。伊勢参詣の実態については金森敦子 (2004) に詳しい。

現代社会においては、伊勢参詣を地域社会の住民がそろって行いたいという欲求は減退している³⁾。他方、参詣したい者は比較的容易に自身で達成することが可能である。旅の過程での苦勞や稀有な経験との遭遇機会が減ることは、伊勢参詣への魅力を減じたと思われる⁴⁾。こうした状況により、伊勢講という組織が解体されるかどうかは別としても変化を要する状況にはあるといえよう。

2. 伊勢講の変化を見る視点

(1) 伊勢講が即座に代替されていない事実への着目

現代社会における伊勢講について、鳥越皓之の議論が参考になる。鳥越は箕面市における伊勢講の事例を紹介し、次のように述べている。

伊勢講の組織を地域住民の親睦の場としている地区も少なくない。(省略)

地域社会の多くの組織が減んでいったように、これらの信仰的な講も減ぶ運命にあるといえよう。(省略) たしかに、近い将来に伊勢講を通じての、地域の親睦組織はなくなるかもしれないが、伊勢講に代わり、何らかの地域住民の親睦の組織が存在することになるのだろう。

(鳥越 1994:133-134、省略は引用者による)

鳥越の考察において、伊勢講が親睦という要素によって、親睦機能をもつ他の組織によって代替可能であるかのように語られることには疑義が生じる。伊勢講が親睦という社会的機能を有していることは論を俟たない。だが、そのことをもって、親睦機能のみを代替する他の組織が「伊勢講に代わ」ることは即座には導かれ得ない。伊勢講には他の機能があり、諸機能の総体として社会的に必要とされる可能性や、仮に親睦機能だけであったとしても⁵⁾、伊勢講という形式によって継続されてきたということが考慮されなければならない。

また、信仰的性格が失われたから減ぶということであれば、性格が失われた時点から減ぶ時点までの時間が説明できない。この時間を生む地域社会の葛藤こそが、本稿が変化を明らかにする際に着目する要素である。

(2) 講の沈着と衰退・解体の段階論

伊勢講の信仰的要素が薄くなったのは近年のこととは限らない。柳田国男が伊勢講について言及している作品は3編だけであるが⁶⁾、ここで『明治大正史 世相篇』の記述を引こう。

伊勢講三峯講の類の宗教団が、諸国に沢山存在したのも、何れも共同の信仰が縁であって、追々に世事を談ずる団体となり、又生活を協同する機会となって居る。(柳田 1970:381。出典初出は 1931 年。旧漢字は引用者が新漢字に改めた。)

また、講の沈着過程について論じた桜井は講の結成動機は複雑多岐で「これを宗教的信仰的動機の本で推し通すことはとうてい不可能」とし、「今日の実際の活動面を見ると、それは決して単一なる宗教的領域に踰越していないことは明らか」とも論じている(桜井 1972:586)。つまり、信仰的要素は伊勢講の形成契機にはなっているものの、その沈着過程において既に中心に据えられてきたとは限らないのである。

同じく桜井は、沈着過程を描くにあたり、地域社会と講との関係を 5 段階に分けた。すなわち、「Ⅰ 氏神化型」、「Ⅱ 末社型」、「Ⅲ 附属(接)型」、「Ⅳ 併立型」、そして「Ⅴ 拒否型」である。講の沈着過程は模式的にはⅤからⅣ、Ⅲ、Ⅱ、Ⅰの順に進むが、ある段階を経ずに次の段階へと進むこともあれば、ある段階で留まることもある。さらに「講集団が地域社会の支持を失って衰退消滅する場合は」「成立の際の方向とは逆にⅠ→Ⅴの推移を辿ることは明らか」とした。そして、衰退消滅あるいは解体の過程においても、ある段階を経ずに次の段階へと進むことや、ある段階で留まることはあるとした(桜井 1972:559-566)。

ここで注意しなければならないのは、型の名称からもわかるように桜井における沈着過程の議論は氏神(産土神)と、講を形成する外来信仰との関係性をめぐる議論であった。

(3) 民俗の変化と可塑性をめぐる議論

古家信平は、大和市の事例から新しい行事が「普遍化あるいは一般化という方向で、歩んでいく」のに対し、「地域性を強く持ち続け、その主旨を一般化しないと消滅、あるいは機能を縮小することで存続する」と論じた(古家 1999:7)。この議論を通じて古家が唱えるのは「年中行事が一方的に廃れていくばかりではなくて地域社会の変貌と共に新しい意味付けをもって生まれていく」(古家 1999:3)ということである。ここには、現代における民俗の変化が即座に民俗の崩壊につながるのではなく、新たに生まれる契機を含んでいるという可能性が示されている。

民俗の変化を「民俗の崩壊」というように単線的に捉えるのではない視点は、トカラ列島で祭祀形態の変化を追った田中正隆の研究にも共通して見られる。田中は、民俗を見る上で、存続すべき点と可塑的な点を弁別することの重要性を指摘している(田中 2005)。存続すべき点とはすなわち、その民俗をその民俗ならしめている要素である。同様に、可塑的な点とはその要素を除いてもその民俗がその民俗としての同一性を保つような要素である。

(4) 小括

本節では、本稿が伊勢講の変化を明らかにするにあたり、採用する視点を示してきた。すなわち、(1)伊勢講の機能は個別に把握可能かあるいは伊勢講総体として把握しなければならない

のか、(2)伊勢講に親睦機能だけが残ったとき他の親睦組織はこれに代替しうるか、(3)伊勢講の衰退消滅過程は氏神(在地信仰)との関係によって描かれる段階論を適用可能か、(4)伊勢講の変化は「民俗の崩壊」とは異なる描き方を可能とするものか、(5)伊勢講の同一性を保つ要素と可塑的な要素とはそれぞれ何か、以上の 5 点である。

3. 滋賀県栗東市の伊勢講概略

(1) 滋賀県栗東市の概要と選定の妥当性

本稿が対象とするのは滋賀県栗東市の目川という地区にある栄町という字(集落)である。栗東市は滋賀県南部に位置し、大津市、草津市、守山市、野洲市、湖南市、甲賀市と接する自治体である。現在の栗東市域において、1889年に町村制(1888年公布)を受けて、金勝村、葉山村、治田村、大宝村の4村が成立した。4村は町村合併促進法(1953年)により1954年に合併し、栗東町となった。その後2001年に同町が合併を経ずに単独で市制施行し現在の栗東市となった。

2016年の「栗東市人口ビジョン」によれば、1950年に14,243人(2,841世帯)であった人口は、2010年には63,655人(22,614世帯)まで増え、2040年代または2050年代までは人口増加を続ける見込みだ。栗東市は市章にインターチェンジを採用していることに象徴的なように、国道1号線、8号線が通る交通の要衝である。旧東海道が市内を通り、その休憩所である立場があり、現在も街道を資源として活用するまちづくりがある(竹山 2018)。

栗東市内の地域が本稿の対象として妥当である理由は、(1)人口増加や核家族化の進行といった民俗の地域社会からの衰退消滅に影響を強く与えると思われる動態が進行中であること、(2)後述する資料の入手・利用に関する実現可能性が高いことがあげられる。栗東市の中でも旧東海道の立場であった地域は古くから続く家々が多い。そうした地域は古くから人・もの・情報の往来が多かった。本稿では旧東海道の立場であった目川を対象とする。

(2) 目川の概要と構成

目川には、目川自治会がある。目川自治会は961世帯2,473人を抱える栗東市内最大の自治会である。これは、同地における2度の区画整理事業(1982-1984年、2005-2012年)を経て同地にあった田が多く宅地へと転換したためである⁷⁾。

目川は目川村と呼ばれていたが、1889年の郡区町村編成法で治田村ができると、同村の大字の一つとなった。目川村であったときから既に同地のうち、特に旧東海道に面する街道筋は北出・中出・南出と三つに分けて把握されていたが、これはあくまで便宜的な呼称であって行政や住民自治の単位ではない⁸⁾。北出・中出・南出といった単位で組まれていたのは小正月に行われる神送りの火祭りである左義長のための子ども組のみだったと考えられる⁹⁾。より実質的な単位としては北出の地蔵町・栄町、中出の中出町・樋ノ川町、南出の寺町・南町という町であった。これらの町名は住所表示に用いられることはないが、同じ範囲がそれぞれ伊勢講の実

施単位と合致し、現在の目川自治会における班ともほぼ同一である¹⁰⁾。

これらの各町が目川村というまとまりに含まれる歴史的経緯は定かではない。ただし、旧東海道における休憩所である立場・間の宿の名称にも目川が用いられていることに加え、同地には1467年に創建され現在にも続く真宗大谷派の専光寺があり、寺院を共有するコミュニティであった¹¹⁾。他方、街道筋の多くが氏子となってきた小槻大社は目川を含む6地区の氏神が祀られており、祭礼も輪番で担当する。さらに行政区画という面においては、明治10年代の戸長役場は「目川村他十二ヶ村戸長役場」として置かれている。戸長役場と小槻大社の氏子は範囲が異なり、人びとの暮らしや信仰と行政区画とのずれもうかがえる。

(3) 用いる資料と対象とする民俗

本稿が用いる主な資料は、(1)旧栗東町の町史である『栗東の歴史』、(2)町史編纂のために行われた民俗調査の調査員による記録原票、(3)目川の栄町の伊勢講勘定帳、(4)栄町O家での聞き取り調査関連データの4種である。このうち、(3)と(4)については筆者の調査で初めて整理されたものであるため、第3-(4)節で補足の説明を加える。

目川には伊勢講のほか氏神を祀る小槻大社の祭礼、同地では虫追いの役割も果たす百灯など古くから続く民俗がある。また、街道筋の景観への意識啓発を当初の目的として2006年に始められた「東海道ほっこりまつり」や農業まつりも開催されている。しかし、本稿では民俗の変化に着目するために、(1)調査に用いる資料が入手可能であること、(2)既に地域社会化(沈着過程)を経た上で現在も継続されていること、(3)地域住民から当該民俗についての語りが展開されうることといった諸点を重視し、伊勢講を対象を限定した。

ここで、目川の栄町に限定した調査結果を見る前に、栗東市や目川における伊勢講について概観する。滋賀県教育委員会ほか(1999)『近畿地方の民俗地図1』によれば「信仰的講集団(1)代参型」は滋賀県全域に分布しており、特に伊勢講は規模の小さいいくつかの町を除くすべての市町(当時)にあったようだ。栗東町(当時)は三つの地点に記号が振られており、3地点すべてで伊勢講、2地点では愛宕講がみられる。他方、「信仰的講集団(2)非代参型」をみると、栗東町(当時)のいずれの地点にも講は見られない。

既に述べたように目川は東海道の休憩所である立場の一つであり、目川茶屋とも呼ばれ田楽と菜飯を旅人に供していた¹²⁾。そのため目川は、伊勢参詣をする人びとが往来する場であった。『栗東の歴史 近世』には「栗東の街道筋のまちは、伊勢講を組織して伊勢参宮する人々を迎えていたわけであるが、一方で彼らもまちや村で伊勢講を組織して、参宮の旅を楽しんでいたのである」とある(栗東町史編さん委員会1990:293)。

同書では目川の中出町に残る資料を「目川伊勢講文書」として用いている。

伊勢参宮は普通、旧暦の正月から四月頃までの農閑期に行われるのが通例だったから、おそらく正月の初寄り合いでくじを引き、その年の代参者を決めたものであろう。代参者

は、目川中出町の伊勢講の場合、二名前後であった。そしてほぼ五、六日で参宮を済ませて無事帰着すると、それを講中の人々が集まって迎えるという行事があった。京都では「坂迎」と称しているが、これを目川村では「からくり」と称していた

(栗東町史編さん委員会 1990:294-295。省略は引用者による。)

次に、『栗東の歴史』民俗編で記述の基となった、昭和末期に行われた栗東町民俗調査の調査員による記録原票から同市域における伊勢講の記述のうち、本稿の対象である目川の伊勢講の変化を見るのに参考となる記述を整理しよう。目川同様の地区が回答主体になっており、その単位において複数の伊勢講がみられる場合が多い。目川同様に現在の自治会における班または組と合致するようだ。多くは代参講だが、代参講であっても一回りすると全員で伊勢参詣する総参りをする地区もある。ほぼすべてが1月の初寄りの際に代参者を決めており、以前は1月16日ころ、現在は第2日曜日ころにそれは行われた。1月のうちに参詣し、数日で札をもって地区へ帰ってくると、地区によってはサカムカエという会合を開き、土産話を聞くなどして酒宴を催した。また、地区によっては伊勢講田という共有の田をもつ。伊勢講が大正時代になくなった地区から現在も続く地区までさまざまである。

(4) 伊勢講文書と聞き取り調査に関する補足

次節で論じる目川の栄町における伊勢講の変化を追うにあたり、筆者が独自に行った調査として、栄町の伊勢講文書の収集・整理・翻刻と、同地のO家における生活史調査を中心とした聞き取り調査がある。これらについて、概略を述べる。

栄町伊勢講文書の大半は勘定帳と称する会計簿である。栄町では宿と呼ばれるその年の伊勢講の当番世帯——他地域においては当屋などとも呼ばれる——が毎年、原則として輪番で代わっていく。宿の交代に際して、二つの箱が前任の宿から渡される。その中には、伊勢講の成員が宿の家に集まる際に「参拝」するために、宿が床の間に設える掛け軸や杯・皿等の一式とともに、勘定帳が入っている。栄町の勘定帳は1924年(大正13年)から現在(2019年)まで、1984年の記載がないことを除いてはすべての年度分が残っている。

勘定帳は宿が収支を記入するものである。栄町伊勢講の主な収入は、ほぼ毎年、基本的に同額で成員世帯から集められる金員である。そして主な支出は、(1)代参者を決める初寄りの料理、(2)代参の交通費、(3)代参者を迎えるサカムカエの3種類である。勘定帳が約100年にわたり残っていることで、特に収支を伴う伊勢講の変化を追うことができるようになる。なお、勘定帳に名前が出てくるのは、その年の宿などごく一部の者のみであり、講の成員がすべて書かれているのは残念ながら1924年のみである。

この勘定帳では61名の氏名が確認できた。ただし、勘定帳は収支を伴う変化以外の確認が困難である。そのため、1924年の成員に祖父の名があり、現在まで地域で自治会長当を歴任しているM.O氏(1948年生)を世帯主とするO家で2019年に聞き取り調査を重ねた。同夫妻の協

力により、61名の勘定帳登場人物の世帯が15世帯に同定された。

4. 目川・栄町における伊勢講の変化

(1) 金融機能

栄町伊勢講は少なくとも1924年に明示的に結成されており、それ以前のことは定かではない。明示的とは、勘定帳の冒頭に構成員名簿と講則が示されているからである。講則には「六本講ハ大正拾参年正月十六日に創立シ再来每一ヶ年毎ニ開會シ大正式拾四年正月ヲ以テ満會トス」とあり、1924年から1935年の12年間を一期としたことがわかる。事実、1935年の勘定帳には「右當日満講ニ付キ奥村房治郎ニ金四拾八円也渡シ済之事」とあり、その時点での講の残金が奥村房治郎なる人物に渡され、一期目の講を終えている。

そもそも一期12年であったのは、当初の成員が12世帯であったためだろう。講則には「掛込金ノ中ヨリ金拾圓ヲ當日ノ費用トシ残金ヲ切込入札ヲ以テ最モ多額ノ者ニ講金ヲ貸渡スベシ若シ入札者ナキ時ハ振籤又ハ抽籤ニヨリ貸渡人ヲ定ム講金ハ開講當日持参スル者トス」とある。つまり、伊勢講の宴会や代参にかかる費用の残金は、入札によって誰かが落札して得られることになっていた。実際の運用上は、一度落札した者は同じ期の内に落札しないようにしたようである。そのため、第1期が終わるまでに成員世帯が一度ずつ落札して終える。残金を渡された奥村房治郎は11年目までで落札していなかった世帯の者である。

こうして、伊勢講に一種のマイクロクレジット機能があった。柳田国男は『氏神と氏子』で「近畿地方の伊勢講にも、(省略)同時に経済上の協議もして居るから、もとは共同信仰の機会を利用して居たのかもしれない」と述べている(柳田1963:481。出典初出は1947年。旧漢字は引用者が新漢字に改めた。)

しかし、この落札制度は1939年を最後に見られなくなる。そもそも期を区切ることがなくなったようだ。第1期終了後の1年目から4年目まであった落札制度のうち、1年目と4年目は同じ者が落札しており、これをもって制度自体がなくなっている。また、件数は少ないものの信用組合で現金を預けたり引き出したりしている記録が残っている。

(2) 親睦機能

栄町伊勢講は一般的な伊勢講同様に、親睦機能を有していた。伊勢講の成員世帯から一人ずつが出席して必ず集まるのは正月である。栄町では性別は問われず、世帯から一人出ればよい。正月の決まった日に宿の家に集まり、床の間で伊勢神宮への参拝を済ませると、年会費を支払う。そして、翌年の宿と当年の代参者を決める。世帯別の宿担当年度をまとめたところ、宿はおよそ輪番制で順番が決まっていたようである。その後、新年会が開かれる。

宿になると、伊勢講の道具と文書が入った箱を受け取る。その年の勘定帳に記帳するのも重要な役割で、前年度の書き方を真似ながら同じように書いていく。新年会当日には家で床の間を設え、神酒を準備し備える。さらに、宿の家で宴席を提供する。

新年会の宴席ではブリ、イワシ、サイラ（サンマ）といった魚が主で、ニンジン、ゴボウ、セリなども供される。戦時には魚ではなくイカになったり、あるいは海産物が一切ない年もあった。そして戦後 1947 年には精肉、酒、葱、焼豆腐、糸蒟蒻とすき焼きの材料が並ぶ。しかし、1955 年以降は何を食べたのか不明である。同年の支出には「魚菊 支拂」とのみある。料亭に支払って料理を頼むようになったのである。ただし、このころは料亭から宿の家に料理を運ばせていた¹³⁾。宿の家で宴席が開かれる場合、当然、そこには宿の家族は皆いる。O 家でも M.O. 氏が子どものときに大人たちが集まっていたことは記憶されており、思い出の一つになっていた。

その後、正確な時期は定かではないが——おそらく勘定帳から料亭の名前が消えた 2000 年ころから——、料亭から家に料理を取り寄せるのではなく、宿の家からマイクロバスで料亭に移動し、料亭で宴席を持つようになった。

ところで、前述の通り、伊勢講には帰ってきた代参者を迎え入れるサカムカエという宴席もある。目川の場合「からくり」と呼ぶので、栄町の勘定帳にも「唐操」、「神楽操」あるいは「参宮下迎」等の表記が残っている。ただし、栄町でからくりが行われたのは 1941 年までであった。後に見るように戦時も代参は行われていたが、新年会の食べ物の変化にもみられるように、宴席を催す余裕がなかったり、あるいは社会の空気がそれを許さなかったりしたのかもしれない。いずれにせよ、この後、現在に至るまでからくりは復活していない。

宴席の日程にも決まりがある。新年会は 1983 年までの 60 次にわたり 1 月 16 日である。記録のない 1984 年を挟み、1985 年から 2001 年までは 1 月 15 日になった。2002 年以降は、土曜日か祝日の前日である日曜日に開催されるようになる。例外的に 2015 年は金曜日だった。からくりは代参者を迎えるわけだから、代参が終わってからでないといけない。もっとも早くて 1 月 22 日、遅くて 4 月 27 日だったが、多くは 1 月下旬に開かれていた。

新年会の日程に関し、1999 年までと 2000 年以降では決定的な違いがある。それは成人の日が、前者では 1 月 15 日だったものが、後者では 1 月の第 2 月曜日になったことである。1999 年までは 1 月 15 日が必ず休みであったため集まりやすかった。2000 年以降は 1 月 15 日が休みだとは限らなかったため毎年変化していく。2000 年は土曜日、2001 年は成人の日にあたったため、2002 年から変化が見られる。成人の日の変更は、もう一つの異なる民俗である左義長の日程も変えることになった。左義長は従来、1 月 14 日に行われていたが、2000 年以降は伊勢講と同様の決め方である。左義長を旧来の子どもではなく、現在では自治会が担うようになり、伊勢講と左義長では集まる者に重複が大きい。そこで、皆が集まり朝から昼にかけて左義長を行った後、少し家で休んでから宿の家に行き、マイクロバスで料亭へと向かうという流れができた。そのため、近年では、左義長の日の夜になると目川のいくつもの伊勢講新年会のために迎えに来たマイクロバスが並ぶ光景が見られる。

(3) 代参機能

栄町伊勢講は一般的な伊勢講同様に代参講である。1984年の記録がないのは、記録を忘れたり別の紙に書いたりしたのか、あるいは伊勢講の集まり自体がなかったのか定かではないため、無視して考える。1924年から2019年まで通算最大95次にわたり伊勢講代参が継続して行われうる。だが、実際には二つの例外があった。

一つ目の例外は代参ではなく総参りした年があったことである。少なくとも勘定帳に記録が残っているものとして1967年は総参りだった。この年の宿は、目川の外れに家を借りて住み、1965年に伊勢講に加入したばかりの者だった。例年通り、1月16日に新年会が開催されているが、新年会の収支記載を終えた後に、次の記述が残っている。「昭和四拾貳年一月十五日 晴天 総参り決行 旅費組合預金ヨリ引出ス 一人當一〇〇円 合計 金壹万貳千七百円 土産物 弍戸分含ム」¹⁴⁾。「晴天」や「決行」といった、栄町伊勢講の勘定帳ではここにだけ現れる表現に、例年とは違う特別な行いであることが読み取れる。

二つ目の例外は、代参も総参りも行われなかった期間である。これは戦後すぐの1947年から1952年の6年間である。1946年までは戦時も含めて支出に代参金が計上されている。ただし、1946年は誰が代参者であったかの記載は欠けており、実際に代参ができたのかは不明である。1947年は「金参拾円 伊勢大神宮様へ御賽銭送ル」とあり、「書留郵便為替料」も計上されているから、代参する代わりに現金書留で賽銭を納めたようだ。

1952年まで賽銭送付が続いたが、1953年に代参が復活する。昭和28年の宿が次のように記録している。「貳拾八年度ヨリ代参人ヲ定メ伊勢講ノ前日迄ニ代参〇ル 代参人ハ翌年ノ宿元ニ限ル 代参経費ハ代参人自辨トスル」。これにより、以降、現在に至るまで勘定帳に代参者の記載はなくなった。当該年の宿世帯の者が翌年の新年会までに、費用自弁で代参することになったためである。同じ方法により現在まで代参が続けられている。

戦後の中止以前の代参はくじ引きで決まったが、宿同様に、代参も一度当たるとおよそ一巡するまでは当たらないような仕組みがあったようである。また、代参に当たりながらも、他世帯に代参権を譲渡した事例が1935年と1944年の2回にわたり、同じ譲渡元・譲渡先の組み合わせで起きている。なお、代参の際には家族を連れていくこともあった。特に1953年以降は代参費用を自弁するので、気兼ねなく連れていけるようになったといえるだろう。栄町伊勢講では原則として代参は1世帯のみで、例外は1926年の2世帯のみである。

また、代参機能に関連して、伊勢講の信仰的組織としての要素を一点、補記する。目川の氏神を祀る氏は小槻大社であるが、栄町伊勢講は「小槻大社負担金」を数十年にわたり払い続けている。記載が明確ではないが、当初は寄付であったものが、恒常的な予算として計上されるようになったと考えられる。

(4) 収益機能

栄町伊勢講は伊勢講田を持っていたようである。年により勘定帳の記帳者が異なるため、表

現は統一されていないが第 1 期の 3 年目である 1926 年に米代金が計上され、その後「米取得金」、「作米収入」、「伊勢講田小作米」、「玄米」、「年貢米」、「粃売上」等が収入として挙がっている。こうして伊勢講は成員が共有の田を持つことで、収益機能も有していたといえよう。共有の田に関する役務に参加できなかった者は「不参料」を現金で納めていた。共有の田に関する記載は終戦の年である 1945 年をもって終わる。

(5) 納税機能

栄町伊勢講の勘定帳に税に関することが初めて出てくるのは 1930 年の支出である。その後、毎年ではないものの支出に税金が計上されている。他方、1935 年からは、やはり毎年ではないものの「納税奨励金」が収入として計上されている。それからしばらく経ち、1971 年から 2007 年の 37 年間は「納税報奨金」が収入として計上される。いずれの時期も、伊勢講が単なる信仰的集団であるだけでなく、納税主体になっていたことがわかる。

前半の収支に現れる税金については、栄町伊勢講の勘定帳だけでは資料として十分ではない。そこで、傍証だが同じ目川の樋ノ川町伊勢講文書（筆者借受）にある税の領収証から理解を試みる。同文書のうち、最も古いのは 1886 年のもので、受取人は「目川外十二ヶ村戸長役場」である。時を経て戸長役場がなくなり治田村ができると、支払者は「○○○外 X 人」（○は人名、X は人数）の形に変更され、受取人は「栗太郡治田村収入役」となる。『栗東の歴史 近代・現代』には戸長役場が集落ごとにおいた「総代」は住民との折り合いが悪く、1886 年には総代廃止が提示され「行政の事務を補助する請負人を各村に一名」置くことが提示されたとある（栗東町史編さん委員会 1992:28-31）。

このことと、この領収証が伊勢講文書（目川・樋ノ川町）を保管する箱に合わせて入っていた事実から、伊勢講は栄町や樋ノ川町の伊勢講であったというより、町＝伊勢講だったのではないか。つまり、町の全世帯が加入し一種の住民自治組織であったのではないかと考えられる。だが、村制に移行するにあたり町＝伊勢講よりも大きい範囲の目川に行政区としての役割が与えられ、伊勢講は公的には税の代納機能を失うとともに、その後は前節の伊勢講田（1945 年まで）あるいは納税組合（1947 年まで）としての機能も重ね持ったのではないか。後半の納税報奨金制度は現在の栗東市には既にないが、年間の納税をまとめて行うことで得られた報奨金あるいは、納税貯蓄組合への補助金だろう。これが可能になったのは、栄町の農業従事者——より正確には農業組合の組合員——が全員伊勢講に加入しており、同じ単位で納税貯蓄組合を組織するという方法が可能であったためであると考えられる。

(6) 小括

本節では伊勢講の変化を栗東市目川の栄町伊勢講を事例として詳細に見てきた。本節で整理した変化以外にも、宴席の献立、構成員の世代交代、構成員の人数変動など多くの変化が観察できる。だが、本稿では事前に提示した視点による考察を行うために、あえて機能の変化に限

定した。そうして、栄町伊勢講には少なくとも金融機能、親睦機能、代参機能、収益機能、納税機能があり、それぞれの機能が失われたり形を変えたりする変化を遂げたことが示された。

5. おわりに——提示した視点による考察

第2節で示した五つの視点それぞれに、前節の事例を用いて答える。第一に「伊勢講の機能は個別に把握可能かあるいは伊勢講総体として把握しなければならないのか」という点について、伊勢講の機能は前節で分けて論じたように個別に分けて論じることは可能である。だが、同時に伊勢講には信仰的要素（代参機能）と親睦機能の2機能しかないわけではないことも明らかになった。伊勢講はこうした諸機能を同時に実現することが可能な水準で社会組織としての高い重要性を有していた。そこには自治会（組・班）やそれ以前の地下（じげ）、あるいは農業組合と組織が重なるという点において明らかのように、生業から住民自治までの広い役割を複合的に担う組織であった。そのため、機能を個別に見ることはできるが、それによって伊勢講そのものを要素還元主義的に論じるのは適当ではない。

第二に「伊勢講に親睦機能だけが残ったとき他の親睦組織はこれに代替しうるか」という点について、他の親睦組織は親睦機能を代替することは可能だが、第一の答えより、伊勢講そのものを代替することはできない。

第三に「伊勢講の衰退消滅過程は氏神（在地信仰）との関係によって描かれる段階論を適用可能か」は栄町伊勢講に関する限り、不可能である。氏社に対し伊勢講が主体となって金員を納めていることに明らかである。また、その事実がなかった場合においても、小槻大社の氏子集団との緊張関係を原因とする講員の変更等は確認できなかった。

第四に「伊勢講の変化は『民俗の崩壊』とは異なる描き方を可能とするものか」という点において、栄町を含む目川の伊勢講に関しては、さまざまな変化はいずれも当面「民俗の崩壊」につながるものではない。現在も世代交代が行われており、金融・収益・納税の諸機能を失ってもなお衰えていない。しかし、それは古家が描いたような、新しい住民による新しい民俗が生じたことをまったく意味しない。栄町伊勢講は自治会のある班のうち「甲」にあたる。同じ名前の班の「乙」は、栄町の竹藪だった地域を開発して新しく住民が住んだ区域である。甲は乙に伊勢講加入を当初誘ったとのことだが、その「必要性」が理解されず、講員は増えなかった。乙には今も伊勢講がない。つまり、古くから続く家々が衰えていないことによって崩壊を免れているのであり、時代にあった新しい変化を遂げたとはいえない。

第五に「伊勢講の同一性を保つ要素と可塑的な要素とはそれぞれ何か」という点について、第一の答えとして要素還元主義的把握の不適當さをあげた以上、こうした枠組みによる理解自体に限界があるといわねばならない。栄町伊勢講では今なお代参機能をもっているが、仮にこれがなくなり親睦機能だけになっても、これまでの変化——重要な3機能の喪失が伊勢講の継続自体になら影響を与えていないこと——を見ても、やはり伊勢講という名称によって同じ方法で継続していくと考えられる。

代参の旅の楽しさや、それを代参者から聞いたり土産をもらったりする楽しみも今やなくなっている。とはいえ、いつから始まったかわからないが、これまで続いており、親も先祖も参加してきたのだから、自分の代で抜ける理由もない。このようにして、積極的に続ける理由がなくとも、同時に、辞める理由もないからこそ続いていき、続く限りは親睦機能が効果を発揮するという仕組みがここにはみられる。このことが、機能を失っても即座に民俗が失われない時間差の理由である。当然、伊勢講の成員も、ほかの場面では成員以外との交流・親睦機会を有しているわけであり、伊勢講が何か別の組織に代替されるという議論には説得力がないといえよう。

【註】

- 1) 富永健一は、鈴木の一諸原理を中範囲の理論として評価した(富永 1989)。阿久津昌三は鈴木による総合的な社会学理論の体系化の構築過程を検討している(阿久津 2005)。
- 2) 代参講の説明として次のものがある。「同じ地域社会内部にとどまらず、氏子たちが集団を作り、遠隔地の神社仏閣に参拝する方式を、代参講という。江戸時代中期には、代参講は全国的に広まった。伊勢講、金毘羅講、秋葉講など、霊験あらたかな神社に、毎年講中から代参者が派遣され、護符をもらってくる」(米地 1984:431)。
- 3) たとえば、1953年8月29日の朝日新聞朝刊では「PTAは伊勢講か：国家神道の復活を警戒せよ」と題する論考が載っている。伊勢講ではないPTAが伊勢参詣の主体となっていることについて論じられたものだが、「知らぬ間に国民は問答無用の神ながらの道に追いこまれる」と指弾している。当該地域社会において伊勢講に入ることもまた自由な意思ではなく当然のこととしてとらえられている場合、同様の批判を受けることになる。
- 4) 土井清美(2015:136)は徒歩巡礼において遠回りがしばしば行われることについて「到達という確定的な状態を先延ばしにすることで、楽しみや期待といった未決定の状態を長らく保つというものである。もうひとつは、苦痛をとまなう経験の繰り返しを、しだいに快として発見していくというものである」と述べている。また、Ingold(2007=2014:162-163)は「徒歩旅行とは、場所なきものでも場所に縛られたものでもなく、場所をつくるものである」とし、それに対し、「目的地を目指す輸送のように、運動の力動性がいったん機械的な場所移動に変質してしまうと、旅行のスピードが最も重視されるようになる」と論じた。これらは、徒歩旅行が、それ以外の方法の旅行と、かかる時間以外の面で質的な違いが大きいことを示している。
- 5) なお、伊勢講には伊勢参詣を目的とした「ものとは別に、伊勢神宮と直接には関係をもたない伊勢講や、神明神社の存在に注意しなくてはなるまい」(Japan Knowledge Lib データベース「日本大百科全書(ニッポニカ)」伊勢講の項より)とある。
- 6) 柳田国男による言及箇所を検索するにあたり、『定本柳田国男集』(別巻第五)の索引を用いた。なお、同索引については『単語分類法』にもとづく索引として、充分とはいえない」という佐藤健二(2015:19)

の指摘がある。実際、柳田が伊勢講について言及したのは索引に載っているものよりも多い可能性もあるが、本稿においてはそうであっても議論の展開に与える影響は大きくない。

- 7) 目川は農林業センサスの農業集落とも範囲が合致する。2005年の農林業センサスによれば同地の耕地（面積）は2,401アール、うち貸付耕地（面積）は330アールであった。区画整理を終えた後の調査である2015年の農林業センサスによれば、経営耕地面積は1,361アール、貸付耕地面積は296アールであり、この10年間で経営耕地面積がおよそ半減していることがわかる。
- 8) 区画整理以前は目川の住民のほぼすべては街道筋に居住していたと思われる。空中写真で視認する限りにおいても、それ以前に目川のうち街道筋から離れた場所に建物が確認できるのは1964年に操業した松文産業株式会社栗東工場と、数件の住宅に限られる。
- 9) 目川の北出・中出・南出において、それぞれが競い合って左義長を行っていた。現在はこうした3区分の子ども組ではなく、目川自治会として左義長を主催しているため1箇所にとめられている。（笠井2019）
- 10) 目川自治会における班の名称は基本的に「1班」のような数字によるものである。旧来からあった地蔵町や栄町などの町にもそうした班名があてられている。ただし、旧来の町があった地域において、たとえば竹藪や田畑を宅地に転換して外部からの流入者が入ってきた場合などにおいて、「4班甲」のように甲乙を名称に付し独立した班としている。このようにして目川自治会には28班ある。
- 11) 栗東町出身・在住だった歴史学者で小槻大社の宮司も務め『栗東の歴史』編纂で中心的な役割を果たした宇野茂樹によれば、目川の専光寺は蓮如上人の感化を受けた在地武士が念仏道場を建てたのが始まりだという（岡住民会議文化教養部1981:22）。
- 12) 目川の名は全国的に知られるもので、東海道名所図会にも掲載されている。目川茶屋については「これをまねた茶屋が各地にあった」（Japan Knowledge Lib データベース「日本国語大辞典」目川茶屋の項より）。
- 13) 宴席の準備が各家庭にとって負担であったことは想像に難くない。〇家聞き取りの際、世帯主の妻に話を聞くと、報恩講で多くの人が家に来るときは、前日から準備に忙しく、当日も手伝いを呼ばねばならず、後日手伝ってくれた人へのお礼周りもたいへんだったという。柳田国男『婚姻の話』では「そういう中でも最も苦しむのは入簪であった。私の在所などでは三年間、伊勢講の酒宴の為に秋刀魚の骨を筆り、又は筍の皮をむくのが養子簪の役などと言って居った」（柳田1969:124。出典初出は1929年。旧漢字や仮名遣いは引用者が新漢字に改めた。）とあり、伊勢講の酒宴の準備が手間のかかる作業であることがうかがえる。
- 14) この年の成員は新年会の収入より13名であることがわかっている。総参りでは一人当たり1,100円を組合預金から引き出しているが、土産物を2戸分含むということは、11戸分の旅費12,100円と、土産物代600円であったという計算になる。

【文献】

- 阿久津昌三 (2005) 「鈴木栄太郎論：「辺境」の位座からみた社会学原理の構築」『三田社会学』10, pp.67-80
- 土井清美 (2015) 『途上と目的地：スペイン・サンティアゴ徒歩巡礼路 旅の民族誌』春風社
- 古家信平 (1999) 「民俗の変容と創造」『長野県民俗の会会報』22, pp.1-8
- 笠井賢紀 (2013) 「組織の存続とコミュニティの持続可能性」巖網林・田島英一編著『アジアの持続可能な発展に向けて：環境・経済・社会の視点から』慶應義塾大学出版会, pp.101-118
- 金森敦子 (2004) 『伊勢詣と江戸の旅：道中日記に見る旅の値段』文藝春秋
- 笠井賢紀 (2019) 『栗東の左義長からみる地域社会』サンライズ出版
- 笠井賢紀 (近刊) 「地域社会における民俗の意味と変化—滋賀県栗東市の左義長を事例として—」『里山学研究センター2018年度年次報告書』pp.122-142 (ページは予定)
- 長谷部八朗 (2013) 「「桜井民俗学」と講研究」長谷部八朗編著『講研究の可能性』慶友社
- Ingold, Tim, 2007, *Lines: A Brief History*, Routledge. (=2014 訳, 工藤晋『ラインズ：線の文化史』左右社)
- 岡住民会議文化教養部 (1981) 『岡の歴史 宇野茂樹先生講演記録』岡住民会議印刷 (非売)
- 栗東町史編さん委員会 (1990) 『栗東の歴史 近世』栗東町
- 栗東町史編さん委員会 (1992) 『栗東の歴史 近代・現代』栗東町
- 桜井徳太郎 (1972) 『講集団成立過程の研究』第4版、吉川弘文館
- 山陰民俗学会 (2012) 『民俗の行方：山陰のフィールドから』山陰中央新報社
- 佐藤健二 (2015) 『柳田国男の歴史社会学：続・読書空間の近代』せりか書房
- 滋賀県教育委員会ほか (1999) 『近畿地方の民俗地図1 滋賀・京都・奈良』東洋書林
- 鈴木栄太郎 (1940) 『日本農村社会学原理』時潮社
- 竹山和弘 (2018) 『まちを楽しくする仕事：まちづくりに奔走する自治体職員の挑戦』水曜社
- 田中正隆 (2005) 「地域社会における祭祀の持続と変化をめぐる一考察——トカラ列島の事例から——」『日本民俗学』242, pp.1-34
- 富永健一 (1989) 「鈴木栄太郎の社会学理論」『現代社会学研究』2, pp.1-26
- 鳥越皓之 (1994) 『地域自治会の研究—部落会・町内会・自治会の展開過程—』ミネルヴァ書房
- 上野和男・高桑守史・福田アジオ・宮田登編著 (1987) 『新版民俗調査ハンドブック』吉川弘文館
- 柳田国男 (1963) 「氏神と氏子」『定本柳田国男集』11、筑摩書房、379-520
- 柳田国男 (1969) 「婚姻の話」『定本柳田国男集』15、筑摩書房、1-198
- 柳田国男 (1970) 「明治大正史 世相篇」『定本柳田国男集』24、筑摩書房、127-416
- 米地実 (1984) 「祭祀組織と氏子制度」宮田登編著『日本民俗文化体系第9巻 暦と祭事=日本人の季節感覚=』小学館, pp.393-438

(かさい よしのり 慶應義塾大学)